

重要事項説明書

令和 7 年 4 月 1 日現在

MAMA&KIDS 大森園

西宮市大森町 6-57

電話：070-2353-9474

1. 事業者

事業者の名称	合同会社 MAMA&KIDS
代表者名	岡田 香里
事業者の所在地	兵庫県西宮市上之町 35-10

2. 保育所の概要

名称	MAMA&KIDS 大森園
所在地	兵庫県西宮市大森町 6-57
電話番号	070-2353-9474
事業認可年月日	2021 年 4 月 1 日
施設長名	山本 沙絵
沿革	2001 年 10 月 西宮市認定保育ルーム MAMA（本園）開設 2015 年 4 月 本園が西宮市認可施設に移行（名称を MAMA&KIDS に変更）。 同時に MAMA&KIDS の分園として 西宮市認可小規模保育施設 門戸園を開園 2021 年 4 月 MAMA&KIDS 分園として 西宮市認可特区小規模保育施設大森園を開園

3. 施設の概要

敷地面積	115.14 m ²
建物	137.76 m ²
施設の内容	ほふく室 22.79 m ² 保育室 29.14 m ² 調理室 10.23 m ² トイレ シャワー室

4. 保育所の方針

【保育の理念】 1, 子どもの人格を尊重し、最善の利益を守り心身ともに健やかに育てる。 2, 保護者との信頼関係を築き、地域とつながる保育園を目指す。 【基本方針】 1, 子どもが主体的に活動できるように援助し、自ら学ぶ力や生きる力を育てる。 2, 心身の健全な発達を図り、生涯にわたる人格形成の基礎を培う。 3, 保護者と連携し、子どもの成長や子育ての喜びを共有していく。 【保育の目標】 1, 自分で考え行動できる子ども 2, 相手の気持ちを考え思いやれる子ども 3, 生き生きと意欲的に遊ぶ子ども
--

5. 定員及び児童数

	1 歳児	2 歳児	3 歳児	合計
定員	6 人	6 人	7 人	19 人

6. 職員体制

園長	1 人
施設長	1 人
保育士	8 人（常勤 4 人、非常勤 4 人）
調理員	1 人（非常勤）
嘱託医師	2 人（小児科・歯科）

※職員の配置は市設備基準条例で定める配置基準以上とし、職員数は入所人数により変動することがあります。

7. 提供する保育サービス

サービス名	有無	内 容
スポット延長保育	○	保護者の急な残業等、延長保育が必要であると認められる場合。 保育短時間：午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分及び午後 4 時 30 分 から午後 7 時 00 分まで。 30 分 500 円
あゆみ保育	○	障害のある児童や特別な支援が必要な児童を、集団生活において他の 児童と共に育ち合えるよう保育する。

8. 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から金曜日まで
休所日	土曜日・日曜日 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、 1 月 1 日から 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日、 その他市長が特別な理由があると認めるとき
開所時間	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
保育標準時間認定 にかかる保育時間	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで（うち保育が必要と認められる時間）
保育短時間認定に かかる保育時間	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（うち保育が必要と認められる時間）

※保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。

利用中の保育施設に提出する場合は変更月の前月 20 日（休所日の場合は直前の開所日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月 25 日（閉庁日の場合は直前の閉庁日）までにご提出ください。支給認定の内容は翌月の 1 日から変更しますので、月途中での変更はできません。

※支給認定の内容変更にかかわらず、勤務先、勤務時間などが変更した場合は必ずお知らせください。勤務証明書の提出が必要です。（用紙は西宮市 HP からダウンロードしてください。）

※保育時間をご提出いただいた勤務証明書、および市の規定に基づいた算出方法により個々決定します。シフト制の方はシフトを提出していただきその都度決定します。

★保護者の方どちらかがお休みの日は原則ご家庭での保育をお願いします。

★お仕事が終わられましたらほかのところへ立ち寄ることなくそのままお迎えをお願いします。

★決定された時間の送迎が難しい時は必ず連絡をお願いします。

★朝の登園は遅くとも 9:00 までに、事情があり遅くなる時でも 10:00 までには登園をお願いします。

★初めてお迎えに来られる方への引き渡しはできません。事前に顔合わせ、もしくは写真を送っていただくようお願いします。その場合も必ず保護者の方の連絡をお願いします。

★原則徒歩または自転車通園をお願いします。車登園の場合はコインパーキングをご利用ください。近隣の方のご迷惑になりますのでご協力をお願いします。

9. 台風接近等に伴う対応について

【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

通常の気象警報であれば開所することとしますが、子供を連れての登降所は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。

状況によっては保育所からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておいてください。

公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

【本市に「特別警報」等が発令された場合】

【午前 7 時現在】

○ 気象庁より「特別警報」が本市に発令された場合は「臨時休所」とします。

○ 西宮市より「高齢者等避難」（警戒レベル 3）や、「避難指示」（警戒レベル 4）、「緊急安全確保」（警戒レベル 5）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「臨時休所」とします。

※臨時休所後、発令が解除された場合は、各施設で安全に配慮の上再開の判断を行います。

【午前 7 時以降】

○ 「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル 3）や、「避難指示」（警戒レベル 4）、「緊急安全確保」（警戒レベル 5）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

【補足】

避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

※気象庁、Yahoo 等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。

必ず市からの避難情報をご確認下さいますようお願いいたします。



西宮市防災ポータル HP

- ・避難所へ避難している場合は、LINE や園内掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。

○電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休所とします。

- ◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報です。
- ◆「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。



10. 利用者負担

(1) 保育料

西宮市が定める保育料となります。（「3 歳児クラス以上」及び「0 歳から 2 歳児クラスの市民税非課税世帯」の児童にかかる保育料については無償）

なお、次の場合は保育料の日割り計算を行います。

- ・月途中退所の場合
- ・災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

★納入方法 口座振替の手続きをお願いします。毎月ご指定の口座から毎月 22 日に当月分が引き落としされます。保育料以外の諸費は月末にお渡しする諸費袋にて納入してください。必ず手渡しをお願いします。

(2) 延長保育に係る利用者負担金（※）

項 目	金 額
スポット延長に係る時間外保育料（保育短時間）	30 分 500 円 （7:30～8:30、16:30～18:30）

（※）市民税の非課税世帯（ひとり親世帯等に限る）並びに生活保護世帯は、免除とします。

(3) 上乗せ・実費相当徴収分

項番	項 目	金 額
①	3 歳児クラス以上児に係る主食費	月額 1,000 円
②	3 歳児クラス以上児に係る副食費	月額 4,500 円
③	帽子代（全員）	実費 1,100 円
④	連絡ノート （1, 2 歳児のみ）	実費 150 円

★諸費の受け渡しの際、その場で金額の確認をしますので必ず手渡しをお願いします。

★①・②同一月中において給食の利用が1日もなかった場合は当該月の利用者負担金は免除とします。

★①・②災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合は、主食費及び副食費の日割り計算を行います。

★②市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯や、所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯等、収入にかかわらず保育所・幼稚園等に在籍している年齢の高いきょうだい等から数えて第3子以降の子、生活保護及び里親の世帯は、副食費が免除されます。

1 1. 保育所の日

時間帯	1, 2 歳児	3 歳児
7:30	開園 順次 登園	開園 順次 登園
9:30	朝の集まり 園外保育・製作・自由遊び	朝の集まり 園外保育・製作・自由遊び
11:00～11:30	給食	
12:00	順次 お昼寝	給食 順次 お昼寝
15:00	身支度・おやつ	身支度・おやつ
16:00～	順次 降園 園外保育・室内自由遊び	順次 降園 園外保育・室内自由遊び
18:30	閉園	閉園

1 2. 保育所の年間行事

4 月	入園 慣らし保育	
5 月	こいのぼり製作 母の日製作	
6 月	父の日製作 健康診断	個人懇談
7 月	七夕まつり 水遊び	保育参観
8 月	水遊び	
9 月	敬老の日製作	
10 月	ハロウィーン製作 おにぎり遠足	保育参観
11 月	健康診断 歯科健診	
12 月	クリスマス会	
1 月	お正月遊び	
2 月	節分	
3 月	ひなまつり会	保育参観&修了式
毎月	避難訓練（地震・火災・風水害・不審者） 消火器訓練	身体測定
随時	誕生日会 個人懇談	

★慣らし保育について

入園初日からの長時間保育は、お子様にとって心身共に大きな負担になります。園生活にスムーズに慣れていただくため、毎日の保育時間を少しずつ延ばしていきます。期間は2週間ぐらいを予定しており、慣らし保育終了後からそれぞれ決定した保育時間で登降園していただけます。

1 3. 給食について

保育所の子供の生活状況、栄養状況を把握・評価し、管理栄養士が保育所の「昼食とおやつ」で提供する食事の給与栄養目標量を設定し、食事計画を立てています。

給食の方針	「食べる」ということを通じ、食事の楽しさやおいしさ、自然の恵みや食材・食事を作ってくれた人への感謝の気持ちが育つよう保育士と調理員がそれぞれの専門性を活かしながら、様々な食育の取り組みを進めていきます。 衛生管理マニュアルに沿った調理を行い、安全・安心でおいしい給食を提供します。また、定期的に職員の検便検査を実施し、健康管理を徹底しています。
給食の提供について	保育の提供をする日は、給食の提供を行います。行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
食物アレルギー等への対応	医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出をもって適切に対応します。その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。

【保育所の給食】

食種	内容	献立表
1～2 歳児食	昼食とおやつ 牛乳：1 日 150ml (午前 50ml 午後 100ml) 満 1 歳を迎えてから未満児の献立に移行します。離乳完了期の食事は、お子様の状況に応じて形状等に配慮します。	未満児
3 歳児食	昼食とおやつ 牛乳：1 日 150ml (午前 50ml 午後 100ml)	3 歳以上児

毎月、事前に献立表を配布します。お子様の 1 日の食事内容を考える際、保育所の給食（昼食とおやつ）の内容を知っていただき、ご家庭で提供する食事の参考にしてください。

また、朝ごはんは脳とからだをしっかりと目覚めさせ、元気に一日をスタートさせるために大切なものです。必ず朝ごはんを食べてから登所させてください。

1 4. 健康について

(1) 登所時の健康観察について

- ・登所時に、子供の体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の子供の健康観察を丁寧に行います。
- ・保育中に子供のケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただくことがあります。
- ・食事・睡眠の様子はその日の保育の参考になりますので、連絡ノートの記入はこまめをお願いします。また毎朝必ず検温し、記入してください。

(2) 病気や体調を崩した時について

- ・病気や体調を崩した時は、子供自身の療養につとめ、症状が重くならないように家庭で十分に静養してください。
- ・病気やけがなどで保育所を休む時は、症状や受診の有無、受診結果を必ず連絡してください。
- ・発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育所に通っていることを伝え、集団生活が可能な状態か必ず確認してから登所してください。
- ・頭部のけがをした時はできるだけ 24 時間ご自宅で様子を見てください。

(3) 保育所での病気及び事故について

- ・保育中に発熱、嘔吐、下痢などの症状が出た時はお迎えをお願いします。また、保育中にケガをした時は、医療機関受診など必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。連絡は勤務先にしますものでいつでも連絡が付くようお願いします。

(4) 薬について

- ・保育所では薬の預かりは原則的に行いません。薬は「朝・夕の 2 回」または「朝・降園・寝る前の 3 回」の内服にできないか、かかりつけ医師にご相談ください。
- ・アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。
- ・ホクナリンテープ等を貼っている場合は、登所時に保育士にお知らせください。

(5) 感染症にかかった時について

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、以下の通り対応します。

- ・感染症にかかった時は【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】を参考にしてください。集団生活可能な状態に回復し登所する際には【登所可能証明書・登所届】を提出してください。

(用紙は西宮市ホームページからダウンロードしてください。)

- ・適宜、感染症に関するお知らせを掲示板等でお伝えいたしますので、ご確認ください。
- ・原則、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、保育所では洗わずにそのままビニール袋に入れてお返しします。その際、他の子供の衣類が汚れた場合は、一緒に持ち帰って消毒後、洗濯していただきますようお願いいたします。

- ・水いぼ、とびひについては、登所可能証明書・登所届は原則必要ありませんが、集団生活が可能な状態であるか、医師の指示を確認してください。なお、かきこわした傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってください。
- ・アタマジラミが見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。卵、成虫が見つかった場合は、速やかな対応のご協力をお願いします。

(6) 乳幼児突然死症候群 (SIDS)

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群 (SIDS) という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDS は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和4年には全国で47名の乳幼児がSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第4位となっています。

SIDS の予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることにより、SIDS の発症率が低くなるというデータがあります。

- ① あおむけに寝させる
- ② できるだけ母乳で育てる
- ③ たばこをやめる

また、保育所では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・子供の顔が見えるあお向け寝にする。
- ・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- ・やわらかい布団は使用しない。
- ・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。
- ・5分ごとに呼吸状態を確認し記録する。

〔登所可能証明書・登所届〕

保護者様

保育所等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。
感染症にかかった時は症状が重くならないように療養し、周囲への感染拡大防止のためにも登所をご遠慮
いただいております。

保育所等での集団生活が可能な状態に回復までされましたら、下記の「登所可能証明書・登所届」を
ご持参のうえ、登所くださいますようお願いいたします。

①登所可能証明書	②登所届
医師の証明が必要	医師の診断に従い、 保護者の届けが必要
麻疹（はしか）	溶連菌感染症
インフルエンザ	マイコプラズマ肺炎
新型コロナウイルス感染症	手足口病
風しん	伝染性紅斑（リンゴ病）
水痘（みずぼうそう）	ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	ヘルパンギーナ
結核	RSウイルス感染症
咽頭結膜熱（プール熱）	帯状疱疹
流行性角結膜炎	突発性発疹
百日咳	
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	
急性出血性結膜炎	
髄膜炎菌性髄膜炎	

ご依頼

主治医様

集団生活可能な状態に回復しましたら、上記①の感染症について証明をお願いいたします。

（保育所等では、上記①の感染症について医師の証明、②の感染症については医師の診断に従い保護者より登所届を
いただいております。）

※切り取り※

① 登所可能証明書（医師の証明） ② 登所届（医師の診断に従い、保護者の届け）	どちらかに○印を記入
施設長 宛 児童名： _____（生年月日 年 月 日） 病名： _____ 集団生活に支障がない状態に回復しましたので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登所可能です。 園児の健康状態等について、主治医連絡することに同意します。 年 _____ 月 _____ 日 医療機関名： _____ 医師名（①の場合のみ）： _____ 保護者名（②の場合のみ）： _____	

【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】

①医師が記入した登所可能証明書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登所のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日(乳幼児にあつては、3日)経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症2日前から発症後7～10 日間はウイルスを排出しており、特に発症後5日間は感染させるリスクが高い。	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過した場合に、6日目から登所が可能。
風しん	発しん出現の7日前から7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。

②医師から口頭で確認し、保護者が記入する登所届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。

＜出典：こども家庭庁による「保育所における感染症対策ガイドライン」2023 年一部改訂

15. 緊急時等の対応方法

入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又はかかりつけ医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、子供の身体の安全を最優先させ、当保育所が関連機関と連携を取り合い、しかるべき対応を行いますので、ご理解をお願いします。

【嘱託医師】

内科	よしあら小児科	西宮市薬師町 8-15	0798-68-0115
歯科	ナチュラルスマイル西宮北口歯科	西宮市北口町 1-2 アクタ西宮東館 2 階	0798-65-1971

16. 安全対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月 1 回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

○避難訓練・・・毎月 1 回以上の避難訓練を実施しています。

想定を「火災」「地震」「津波」「不審者侵入」「水害」とし、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。

・「火災」「地震」「津波」「水害」では、以下を避難場所としています。

第一避難場所：瓦林小学校（西宮市瓦林町 26-19）

○安全計画について

保育所では「安全計画」（別紙）により、①施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含む保育所での活動や取組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取組を進めてまいります。

○お子様のお引き受け前、お引渡し後の事故・事件につきましては園で責任を負いかねますので、保護者の方の責任のもと、くれぐれも安全対策をお願いいたします。

17. 個人情報保護

保育所で知り得た情報は守秘義務が課せられているため、他の方にお知らせすることはありません。利用者等の個人情報に関しては安全管理のために必要かつ適切な対策や措置を講じるとともに、関係法令に基づき適切に取り扱います。

18. 関係機関との連携

子供の成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、保育所及び市が、医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

19. 他園や小学校との連携について

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ児童の育ち等に関する記録について情報提供することがございます。

20. 写真・ビデオ等の取扱いについて

保育所では個人情報保護の観点から、写真やビデオ等の取り扱いについて日頃から十分に注意をしています。保護者様におかれましては行事における写真やビデオ撮影や取り扱いについてご理解とご協力をお願いいたします。

保育参加・参観については、お子様の保育所での様子を知っていただくと共に、保護者の方々にお子様と一緒に遊んでいただきたいという願いから、写真・ビデオ等についてはなるべくご遠慮いただいておりますが、運動会、保育証書授与式など保護者参加の行事で保育所が認めた場合は、行事の雰囲気や進行に支障のない範囲で撮影していただいております。

保護者の皆様におかれましては、保育所で撮影した写真やビデオ等はご家庭で鑑賞される以外のご使用は避けていただきますようお願いいたします。個人情報保護法により、撮影された写真やビデオに写っている他のご家庭のお子様の個人的な情報を、許可なく第三者に提供することは禁じられています。撮影したものを不特定多数の方が閲覧できる状態でインターネット上にアップロードすることはおやめください。

また、保護者の方が撮影された写真やビデオ、もしくは保育所で購入された写真等の紛失については、保育所は責任を負うことはできません。ご理解とご協力をお願いします。

21. 児童虐待防止のための措置

- ・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育所は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子供のしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子供の心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育所は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】 (児童虐待の防止等に関する法律で規定)

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子供への性的行為、性器や性的行為を見せる、子供への過剰なスキンシップ 等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子供を残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子供の安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子供の面前で行われるDV（暴言暴力） 等

- ・その他、虐待であるかどうかに関わらず、子供に心配なケガやあざがあった場合には、保育所として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、保育所ではありません）。市に通告することにより、子供と保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育所は、子供を大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。
- ・当保育所は、子供の人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

2 2. 加入している損害賠償責任保険

損害保険等の種類	賠償責任補償
----------	--------

2 3. 情報公開制度

お子様のようすや保育に関することなど、気になることがあれば職員がお話をお伺いし説明させていただきます。いつでもお気軽に園へご相談ください。

2 4. ご意見・ご要望・苦情解決制度について

「ご意見・ご要望・苦情解決の申し出窓口」の設置をしています。子育てについて、保護者の皆様と保育所職員の両者が忌憚なく話し合えることがとても重要だと考えています。

お気づきのこと、改善してほしいことなどがございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。私達は、子育てのパートナーとして保護者の皆様のご意見・ご要望を真摯に受け止め対応してまいります。

相談・苦情受付担当	園長 岡田香里
連絡先	090-6752-6341